

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社横浜銀行

(501037)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【対処すべき課題】	21
4 【経営上の重要な契約等】	21
5 【研究開発活動】	21
第3 【設備の状況】	22
1 【主要な設備の状況】	22
2 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
(1) 【株式の総数等】	23
【株式の総数】	23
【発行済株式】	23
(2) 【新株予約権等の状況】	24
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	27
(4) 【大株主の状況】	28
(5) 【議決権の状況】	29
【発行済株式】	29
【自己株式等】	29
2 【株価の推移】	29
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	29
3 【役員の状況】	30
第5 【経理の状況】	31
1 【中間連結財務諸表等】	32
(1) 【中間連結財務諸表】	32
【中間連結貸借対照表】	32
【中間連結損益計算書】	33

【中間連結剰余金計算書】	34
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	35
【事業の種類別セグメント情報】	53
【所在地別セグメント情報】	53
【国際業務経常収益】	53
(2) 【その他】	54
2 【中間財務諸表等】	55
(1) 【中間財務諸表】	55
【中間貸借対照表】	55
【中間損益計算書】	56
(2) 【その他】	67
第6 【提出会社の参考情報】	68
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	69
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成17年12月20日
【中間会計期間】 第145期中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）
【会社名】 株式会社横浜銀行
【英訳名】 The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】 頭取 小川 是
【本店の所在の場所】 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】 (045)225-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】 経営企画部グループ長 粟野 裕
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋2丁目8番2号
株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】 (03)3272-4171（大代表）
【事務連絡者氏名】 副支店長 岡村 武郎
【縦覧に供する場所】 株式会社横浜銀行東京支店
（東京都中央区日本橋2丁目8番2号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成15年度	平成16年度
		中間連結会計期間 (自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	平成15年度 (自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	平成16年度 (自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	129,397	129,443	116,537	253,274	260,599
連結経常利益	百万円	34,859	43,875	45,852	79,918	96,482
連結中間純利益	百万円	19,782	26,725	29,139	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	47,445	57,706
連結純資産額	百万円	490,282	559,458	621,694	554,926	596,886
連結総資産額	百万円	10,449,340	9,988,413	10,461,821	10,660,252	10,690,128
1株当たり純資産額	円	342.97	394.30	442.05	393.00	422.95
1株当たり中間純利益	円	17.38	20.34	20.65	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	40.49	42.22
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	13.64	17.93	20.63	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	32.71	39.64
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.83	10.97	10.93	10.66	10.95
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	316,803	28,113	270,279	127,085	258,759
投資活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	159,637	29,141	185,577	243,690	147,572
財務活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	17,061	109,299	35,521	47,101	114,290
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	303,296	380,441	423,658	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	-	-	-	547,011	543,900
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,841 [4,172]	3,826 [3,974]	3,817 [4,022]	3,685 [4,052]	3,696 [3,959]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第143期中	第144期中	第145期中	第143期	第144期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	126,376	125,630	113,978	247,415	253,791
経常利益	百万円	34,042	42,936	44,960	78,697	96,218
中間純利益	百万円	20,079	26,439	28,623	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	47,409	57,536
資本金	百万円	184,806	214,832	214,944	188,223	214,862
発行済株式総数	千株	普通株式 1,138,664 優先株式 200,000	普通株式 1,419,846 優先株式 30,000	普通株式 1,407,329 優先株式 -	普通株式 1,154,928 優先株式 200,000	普通株式 1,419,977 優先株式 30,000
純資産額	百万円	491,972	560,475	622,126	556,231	597,875
総資産額	百万円	10,288,885	9,794,111	10,265,509	10,509,372	10,483,610
預金残高	百万円	9,037,851	8,802,198	9,092,126	9,154,307	9,286,512
貸出金残高	百万円	7,903,194	7,510,253	7,850,550	7,948,935	7,792,435
有価証券残高	百万円	1,343,209	1,299,536	1,263,018	1,294,971	1,431,209
1株当たり中間配当額	円	普通株式 - 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -	普通株式 - 第一回優先株式 -	普通株式 -	-	-
1株当たり配当額	円	-	-	-	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46	普通株式 8.50 第一回優先株式 -
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.79	10.90	10.89	10.61	10.91
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,057 [434]	2,933 [392]	2,935 [361]	2,864 [417]	2,832 [389]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

3. 第144期(平成17年3月)の1株あたり配当金のうち1.50円は特別配当であります。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数（人）	3,817 [4,022]
---------	--------------------

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,059人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数（人）	2,935 [361]
---------	------------------

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員363人を含んでおりません。

なお、取締役を兼任しない執行役員10人を含んでおります。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は2,808人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間のわが国経済を振り返りますと、前半はIT（情報技術）関連分野における生産・在庫調整や輸出の増勢鈍化などにより、景気の踊り場的な状況が続きました。もっとも、企業収益が高水準で推移するなかで設備投資は増加基調で推移し、また雇用情勢の改善継続や賃金の下げ止まりを背景に個人消費も総じて底堅い動きを示しました。夏場以降は、こうした国内需要の堅調な推移が続くとともに、弱含んでいた輸出にも持ち直しの動きが現れ、さらにIT関連分野の調整が概ね一巡するなかで、景気は再び自律的な回復に向かい始めました。

金融面を見ますと、短期金利は日本銀行による潤沢な資金供給を受けて低位安定的に推移しました。一方、長期金利も概ね低位で推移しましたが、国内株価の上昇や量的金融緩和策の早期解除の思惑などから、期末にかけてやや水準を切り上げました。

神奈川県経済につきましては、期の前半は輸出が弱含むなかで企業の生産活動も横ばい圏内で推移し、回復の踊り場の局面が続きました。ただ、堅調な企業収益の伸びを背景に設備投資の回復が続いたほか、雇用・所得環境の改善を受けて個人消費は総じて底堅く推移しました。期末にかけては輸出に持ち直しの兆しが現れるなど、景気は踊り場からの脱却を目指す動きとなりました。

こうした経済金融環境のもとで、当行グループは、「お客様から強く支持され、進化を続けるベスト・リージョナルバンク」の実現を目指し、当行の強みであるリージョナル・リテール分野に経営資源を集中投下し、全力をあげて経営体質の強化と業績の伸展に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めましたが、低い金利水準が継続する中で、当中間連結会計期間中に1,919億円減少し、当中間連結会計期間末残高は9兆651億円となりました。このうち、定期性預金は当中間連結会計期間中に336億円減少し、当中間連結会計期間末残高は3兆760億円となりました。

貸出金は、個人、法人ともに取引拡大に努めた結果、当中間連結会計期間中に605億円増加し、当中間連結会計期間末残高は7兆8,505億円となりました。

有価証券は、当中間連結会計期間中に1,677億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆2,648億円となりました。

総資産は、当中間連結会計期間中において2,283億円減少し、当中間連結会計期間末残高は10兆4,618億円となりました。

損益につきましては、個人向け貸出や投資信託等の販売を中心に取引拡大に努めましたが、株式等売却益が大きく減少したことなどから、経常収益は前中間連結会計期間に比べ129億6百万円減少し、1,165億3千7百万円となりました。一方、経常費用は、主に貸倒引当金が戻入となったことから、前中間連結会計期間に比べ148億8千2百万円減少し、706億8千5百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間は、経常利益が前中間連結会計期間に比べ19億7千7百万円増加し、458億5千2百万円に、中間純利益が前中間連結会計期間に比べ24億1千4百万円増加し、291億3千9百万円となりました。

また、当中間連結会計期間末の国内基準による自己資本比率は、10.93%となりました。

なお、「業績等の概要」に記載している親会社及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金の減少、コールマネー等の減少により、2,702億7千9百万円の支出（前中間連結会計期間は281億1千3百万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の償還・売却等により1,855億7千7百万円の収入（前中間連結会計期間は291億4千1百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後特約付社債の償還、配当金の支払等により355億2千1百万円の支出（前中間連結会計期間は1,092億9千9百万円の支出）となりました。

また、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ432億1千7百万円増加し、4,236億5千8百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、前年同期比9億円減少して814億円、役員取引等収支は、前年同期比30億円増加して211億円、特定取引収支は、1億円、その他業務収支は、21億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	82,312	-	-	82,312
	当中間連結会計期間	81,413	-	-	81,413
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	85,497	3	3	85,497
	当中間連結会計期間	84,787	3	3	84,787
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,184	3	3	3,184
	当中間連結会計期間	3,374	3	3	3,374
役員取引等収支	前中間連結会計期間	18,197	-	1	18,195
	当中間連結会計期間	21,130	-	1	21,128
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	21,632	5	1	21,636
	当中間連結会計期間	23,648	7	1	23,654
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	3,434	5	-	3,440
	当中間連結会計期間	2,517	7	-	2,525
特定取引収支	前中間連結会計期間	406	-	-	406
	当中間連結会計期間	171	-	-	171
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	438	-	-	438
	当中間連結会計期間	171	-	-	171
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	31	-	-	31
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
その他業務収支	前中間連結会計期間	4,604	-	-	4,604
	当中間連結会計期間	2,179	-	-	2,179
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	8,529	-	-	8,529
	当中間連結会計期間	5,804	-	-	5,804
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	3,925	-	-	3,925
	当中間連結会計期間	3,625	-	-	3,625

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は、前年同期比3,228億円増加して9兆4,370億円となりました。受取利息合計は前年同期比7億円減少して847億円となり、利回りは前年同期比0.08%低下して1.79%となりました。

また、資金調達勘定の平均残高は、前年同期比2,045億円増加して9兆3,253億円となりました。支払利息合計は前年同期比2億円増加して33億円となり、利回りは前年同期比0.01%上昇して0.07%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,114,278	85,497	1.87
	当中間連結会計期間	9,437,029	84,787	1.79
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,573,716	78,063	2.05
	当中間連結会計期間	7,805,276	76,128	1.94
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,269,238	6,155	0.96
	当中間連結会計期間	1,114,622	5,786	1.03
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	59,125	84	0.28
	当中間連結会計期間	221,597	376	0.33
うち預け金	前中間連結会計期間	27,278	274	2.00
	当中間連結会計期間	50,038	447	1.78
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,120,841	3,184	0.06
	当中間連結会計期間	9,325,396	3,374	0.07
うち預金	前中間連結会計期間	8,861,797	1,124	0.02
	当中間連結会計期間	9,004,684	1,865	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	94,449	13	0.02
	当中間連結会計期間	86,751	8	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	540	3	1.17
	当中間連結会計期間	124,374	6	0.01
うち借入金	前中間連結会計期間	72,503	1,014	2.79
	当中間連結会計期間	34,359	313	1.81

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	999	3	0.79
	当中間連結会計期間	1,000	3	0.78
うち貸出金	前中間連結会計期間	999	3	0.79
	当中間連結会計期間	1,000	3	0.78
うち有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
資金調達勘定	前中間連結会計期間	999	3	0.79
	当中間連結会計期間	1,000	3	0.78
うち預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

(注) 1. 海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,115,277	1,001	9,114,276	85,501	3	85,497	1.87
	当中間連結会計期間	9,438,029	1,001	9,437,027	84,791	3	84,787	1.79
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,574,716	999	7,573,716	78,067	3	78,063	2.05
	当中間連結会計期間	7,806,276	1,000	7,805,276	76,132	3	76,128	1.94
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,269,238	1	1,269,236	6,155	-	6,155	0.96
	当中間連結会計期間	1,114,622	1	1,114,621	5,786	-	5,786	1.03
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	59,125	-	59,125	84	-	84	0.28
	当中間連結会計期間	221,597	-	221,597	376	-	376	0.33
うち預け金	前中間連結会計期間	27,278	-	27,278	274	-	274	2.00
	当中間連結会計期間	50,038	-	50,038	447	-	447	1.78
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,121,841	1,000	9,120,840	3,188	3	3,184	0.06
	当中間連結会計期間	9,326,396	1,000	9,325,395	3,377	3	3,374	0.07
うち預金	前中間連結会計期間	8,861,797	0	8,861,796	1,124	-	1,124	0.02
	当中間連結会計期間	9,004,684	0	9,004,683	1,865	-	1,865	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	94,449	-	94,449	13	-	13	0.02
	当中間連結会計期間	86,751	-	86,751	8	-	8	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	540	-	540	3	-	3	1.17
	当中間連結会計期間	124,374	-	124,374	6	-	6	0.01
うち借入金	前中間連結会計期間	72,503	1,000	71,503	1,014	3	1,010	2.81
	当中間連結会計期間	34,359	1,000	33,359	313	3	309	1.85

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益につきましては、預金・貸出業務及び為替業務を中心に、236億円となりました。

一方、役務取引等費用につきましては25億円となりました。

この結果、役務取引等収支は211億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	21,632	5	1	21,636
	当中間連結会計期間	23,648	7	1	23,654
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	8,489	-	-	8,489
	当中間連結会計期間	9,597	-	-	9,597
うち為替業務	前中間連結会計期間	5,860	-	-	5,860
	当中間連結会計期間	5,816	-	-	5,816
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	3,141	-	-	3,141
	当中間連結会計期間	2,740	-	-	2,740
うち代理業務	前中間連結会計期間	971	-	-	971
	当中間連結会計期間	968	-	-	968
うち保護預り・貸金 庫業務	前中間連結会計期間	24	-	-	24
	当中間連結会計期間	18	-	-	18
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,779	-	-	1,779
	当中間連結会計期間	1,829	-	-	1,829
役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,434	5	-	3,440
	当中間連結会計期間	2,517	7	-	2,525
うち為替業務	前中間連結会計期間	998	-	-	998
	当中間連結会計期間	986	-	-	986

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に、1億円となり、一方、特定取引費用はありませんでした。

この結果、特定取引収支は1億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	438	-	-	438
	当中間連結会計期間	171	-	-	171
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間	437	-	-	437
	当中間連結会計期間	135	-	-	135
うち特定金融派生 商品収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	32	-	-	32
うちその他の特定 取引収益	前中間連結会計期間	0	-	-	0
	当中間連結会計期間	2	-	-	2
特定取引費用	前中間連結会計期間	31	-	-	31
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定金融派生 商品費用	前中間連結会計期間	31	-	-	31
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は、商品有価証券を中心に、283億円となり、一方、特定取引負債は、特定金融派生商品を中心に、21億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	30,935	-	-	30,935
	当中間連結会計期間	28,380	-	-	28,380
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	29,118	-	-	29,118
	当中間連結会計期間	14,388	-	-	14,388
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	4	-	-	4
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	1,813	-	-	1,813
	当中間連結会計期間	1,992	-	-	1,992
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	11,999	-	-	11,999
特定取引負債	前中間連結会計期間	2,053	-	-	2,053
	当中間連結会計期間	2,160	-	-	2,160
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	24	-	-	24
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	2,029	-	-	2,029
	当中間連結会計期間	2,160	-	-	2,160

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	8,773,104	-	0	8,773,103
	当中間連結会計期間	9,065,178	-	0	9,065,177
うち流動性預金	前中間連結会計期間	5,418,576	-	-	5,418,576
	当中間連結会計期間	5,801,695	-	-	5,801,695
うち定期性預金	前中間連結会計期間	3,164,008	-	-	3,164,008
	当中間連結会計期間	3,076,094	-	-	3,076,094
うちその他	前中間連結会計期間	190,519	-	0	190,518
	当中間連結会計期間	187,387	-	0	187,386
譲渡性預金	前中間連結会計期間	80,428	-	-	80,428
	当中間連結会計期間	114,075	-	-	114,075
総合計	前中間連結会計期間	8,853,532	-	0	8,853,531
	当中間連結会計期間	9,179,253	-	0	9,179,252

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成16年 9月30日		平成17年 9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	7,508,388	100.00	7,850,540	100.00
製造業	855,031	11.39	816,931	10.41
農業	7,129	0.09	7,209	0.09
林業	51	0.00	86	0.00
漁業	3,669	0.05	3,750	0.05
鉱業	5,251	0.07	4,035	0.05
建設業	327,564	4.36	294,720	3.75
電気・ガス・熱供給・水道業	11,199	0.15	11,350	0.14
情報通信業	41,414	0.55	40,180	0.51
運輸業	337,671	4.50	344,532	4.39
卸売・小売業	634,848	8.46	635,331	8.09
金融・保険業	267,039	3.56	382,489	4.87
不動産業	869,359	11.58	996,440	12.69
各種サービス業	878,343	11.70	855,226	10.89
地方公共団体	76,164	1.01	85,941	1.09
その他	3,193,654	42.53	3,372,316	42.98
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	7,508,388	-	7,850,540	-

(注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成16年9月30日現在及び平成17年9月30日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

[次へ](#)

(7) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	304,641	-	-	304,641
	当中間連結会計期間	461,781	-	-	461,781
地方債	前中間連結会計期間	223,781	-	-	223,781
	当中間連結会計期間	97,828	-	-	97,828
短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
社債	前中間連結会計期間	530,057	-	-	530,057
	当中間連結会計期間	406,474	-	-	406,474
株式	前中間連結会計期間	182,557	-	-	182,557
	当中間連結会計期間	225,828	-	-	225,828
その他の証券	前中間連結会計期間	62,332	-	1	62,331
	当中間連結会計期間	72,913	-	1	72,911
合計	前中間連結会計期間	1,303,371	-	1	1,303,369
	当中間連結会計期間	1,264,826	-	1	1,264,824

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	101,909	101,358	551
経費(除く臨時処理分)()	42,393	42,738	345
人件費()	14,728	14,893	165
物件費()	24,485	24,723	238
税金()	3,179	3,121	58
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	59,516	58,619	897
一般貸倒引当金繰入額()	2,294	-	2,294
業務純益	61,810	58,619	3,191
うち債券関係損益	2,661	2,151	510
臨時損益	18,874	13,659	5,215
株式関係損益	9,887	220	10,107
不良債権処理損失()	27,166	13,210	13,956
貸出金償却()	9,203	12,228	3,025
個別貸倒引当金繰入額()	15,511	-	15,511
延滞債権等売却損()	2,450	947	1,503
その他()	-	34	34
その他臨時損益	1,595	228	1,367
経常利益	42,936	44,960	2,024
特別損益	1,059	2,703	1,644
償却債権取立益	1,489	1,477	12
貸倒引当金取崩額	-	1,454	1,454
動産不動産処分損益	646	122	524
減損損失()	-	105	105
その他	216	-	216
税引前中間純利益	43,996	47,663	3,667
法人税、住民税及び事業税()	4,889	10,225	5,336
法人税等調整額()	12,667	8,814	3,853
中間純利益	26,439	28,623	2,184

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.85	1.76	0.09
（イ）貸出金利回	2.05	1.94	0.11
（ロ）有価証券利回	0.86	0.92	0.06
(2) 資金調達原価	0.96	0.93	0.03
（イ）預金等利回	0.01	0.01	0.00
（ロ）外部負債利回	2.81	0.39	2.42
(3) 総資金利鞘 -	0.89	0.83	0.06

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	23.41	19.21	4.20
業務純益ベース	24.31	19.21	5.10
中間純利益ベース	10.40	9.38	1.02

（注） 業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\{ \text{業務純益（一般貸倒引当金繰入前）} - \text{優先株式配当金総額} \} \times 2}{\{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2} \times 100$$

業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{(\text{業務純益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2}{\{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2} \times 100$$

中間純利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{(\text{中間純利益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2}{\{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2} \times 100$$

なお、上記各ベースの算式における発行済優先株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（末残）	8,802,198	9,092,126	289,928
預金（平残）	8,890,527	9,032,875	142,348
貸出金（末残）	7,510,253	7,850,550	340,297
貸出金（平残）	7,575,693	7,806,468	230,775

(2) 預金者別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	6,820,109	6,992,797	172,688
法人	1,716,019	1,752,278	36,259
公金	150,735	240,906	90,171
金融機関	115,334	106,142	9,192
合計	8,802,198	9,092,126	289,928

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	3,175,772	3,309,966	134,194
住宅ローン残高	2,858,351	2,995,148	136,797
その他ローン残高	317,421	314,818	2,603

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	百万円	6,155,700	6,256,355	100,655
総貸出金残高	百万円	7,510,253	7,850,550	340,297
中小企業等貸出金比率	/ %	81.96	79.69	2.27
中小企業等貸出先件数	件	397,677	394,138	3,539
総貸出先件数	件	398,521	395,065	3,456
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.79	99.77	0.02

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	1	2	5	30
信用状	348	2,824	279	1,843
保証	2,032	143,797	1,950	128,443
計	2,381	146,624	2,234	130,317

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	214,832	214,944
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	176,449	176,563
	利益剰余金	138,802	161,437
	連結子会社の少数株主持分	4,983	3,948
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式()	17,762	680
	為替換算調整勘定	0	0
	営業権相当額()	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	939
	計 (A)	517,306	555,273
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,915	24,628
	一般貸倒引当金	24,909	21,664
	負債性資本調達手段等	114,999	95,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	114,999	95,000
	計	164,825	141,292
うち自己資本への算入額 (B)	164,825	141,292	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,298	1,298
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	680,832	695,267	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	5,974,528	6,114,506
	オフ・バランス取引項目	228,206	241,479
	計 (E)	6,202,734	6,355,986
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.97	10.93

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成16年 9月30日	平成17年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	214,832	214,944
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	176,449	176,560
	その他資本剰余金	0	3
	利益準備金	37,364	38,383
	任意積立金	66,520	91,691
	中間未処分利益	35,967	32,013
	その他	0	0
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式（ ）	17,762	680
	営業権相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	計 (A)	513,372	552,915
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,915	24,628
	一般貸倒引当金	19,663	16,755
	負債性資本調達手段等	114,999	95,000
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	114,999	95,000
	計	159,578	136,384
	うち自己資本への算入額 (B)	159,578	136,384
控除項目	控除項目（注4） (C)	851	851
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	672,100	688,448
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	5,971,716	6,112,083
	オフ・バランス取引項目	191,053	209,270
	計 (E)	6,162,770	6,321,354
単体自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（%）		10.90	10.89

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成16年9月30日	平成17年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	356	273
危険債権	1,895	1,464
要管理債権	663	507
正常債権	73,799	77,682

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

金融界におきましては、金融サービス分野の規制緩和の進展やお客さまのニーズの多様化・高度化等により、業種を超えた競争がますます激化しております。さらに、地域金融機関につきましては、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の活性化・金融の円滑化という役割を果たすことがいっそう求められております。

このような環境に対して、当行は、平成17年4月にスタートした中期経営計画「Go Forward!」に基づき、これまで取り組んできたリージョナル・リテール戦略をさらに強化することにより、収益力や財務体質だけでなく、金融サービス、お客さまの満足度などあらゆる面でさらなる「前進」を実現し、地域のお客さまやマーケットからの評価を高めていくよう努めてまいり所存であります。

すなわち、これまで構築してきた健全な財務基盤・ローコストオペレーションを背景に、リージョナル・リテール業務に特化した営業活動を徹底してまいります。その中で、お客さまの目線に立った営業展開により地域のお客さまのニーズへの対応力を強化し、高付加価値の商品・サービスを提供してまいります。さらに、コンプライアンス態勢の定着、リスクマネジメントの高度化ならびに業務の合理化・効率化に対しこれまで以上に積極的に取り組むとともに、地元中小企業への創業・新事業支援や再生支援活動などをとおして、地域経済の発展に貢献してまいります。

こうした努力をとおして地域のお客さまや株主の皆さまにとっての存在感すなわち企業価値を高めることにより、中期経営計画で掲げる「お客さまから強く支持され、進化を続けるベスト・リージョナルバンク」の実現を目指してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	2,587,000,000
優先株式	200,000,000
計	2,787,000,000

(注) 定款記載の「会社が発行する株式の総数」は30億株(うち普通株式26億株、優先株式4億株)となっておりますが、当中間会計期間の末日までに優先株式110百万株が普通株式に転換され、普通株式13百万株、優先株式90百万株を消却しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成17年12月20日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	1,407,329,054	1,407,726,054	東京証券取引所 (市場第1部)	(注1, 2)
計	1,407,329,054	1,407,726,054	-	-

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2. 提出日現在発行数には、平成17年12月1日から半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）ならびに商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369	同左
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369 資本組入額 185	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,193,000	1,054,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498	同左
新株予約権の行使期間	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,421,000	1,329,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,409	1,359
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,409,000	1,359,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,316	1,210
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,316,000	1,210,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,186	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,186,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から 平成26年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,379	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,379,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	648	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左

(3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年5月13日 (注1)	普通株式 8,000 優先株式 30,000	普通株式 1,411,977 優先株式 -	-	214,862,487	-	176,479,127
平成17年9月29日 (注1)	普通株式 5,000 優先株式	普通株式 1,406,977 優先株式 -	-	214,862,487	-	176,479,127
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日 (注2)	普通株式 352 優先株式 -	普通株式 1,407,329 優先株式 -	81,666	214,944,153	81,520	176,560,647

(注) 1. 商法第212条に基づく取締役会決議による自己株式の消却であります。

2. 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使ならびに商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使による当中間会計期間中の合計数・額であります。

3. 当中間会計期間の末日以降、提出日の前月末(平成17年11月30日)までに、旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使により株式数241千株、資本金59,553千円、資本準備金59,543千円、商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使により株式数156千株、資本金36,214千円、資本準備金36,108千円が増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	69,526	4.94
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	68,601	4.87
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	36,531	2.59
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都新宿区西新宿1丁目9番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟)	36,494	2.59
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟)	36,494	2.59
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟	36,494	2.59
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	27,822	1.97
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	26,710	1.89
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505041 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U.K. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	23,297	1.65
ザチェースマンハッタンバンクエヌ エイロンドン (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	16,258	1.15
計	-	378,230	26.87

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 961,000	-	株式の内容は「1.株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,400,540,000	1,400,463	同上
単元未満株式	普通株式 5,828,054	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,407,329,054	-	-
総株主の議決権	-	1,400,463	-

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が75千株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数75個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみ らい3丁目1番1号	961,000	-	961,000	0.06
計	-	961,000	-	961,000	0.06

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	647	624	644	662	731	892
最低(円)	572	588	616	628	620	701

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	鈴木 忍	平成17年10月28日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役	代表取締役 CS向上本部副本部長	鈴木 忍	平成17年7月19日

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 前中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）及び当中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対 照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		406,950	4.07	441,945	4.22	566,483	5.30
コールローン及び買入手形		532	0.01	100,464	0.96	86,959	0.81
買入金銭債権		155,887	1.56	237,114	2.27	200,976	1.88
特定取引資産		30,935	0.31	28,380	0.27	50,925	0.48
有価証券	1,7	1,303,369	13.05	1,264,824	12.09	1,432,580	13.40
貸出金	2,3,4, 5,6,7,8	7,508,388	75.17	7,850,540	75.04	7,790,062	72.87
外国為替	6	7,292	0.07	5,500	0.05	6,261	0.06
その他資産	7,9	93,904	0.94	94,750	0.91	90,100	0.84
動産不動産	7,10, 11,12	144,229	1.44	138,929	1.33	141,617	1.32
繰延税金資産		72,390	0.73	32,146	0.31	48,787	0.46
連結調整勘定		-	-	939	0.01	1,056	0.01
支払承諾見返		342,878	3.43	327,492	3.13	349,167	3.27
貸倒引当金		78,347	0.78	61,208	0.59	74,850	0.70
資産の部合計		9,988,413	100.00	10,461,821	100.00	10,690,128	100.00

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対 照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	8,773,103	87.83	9,065,177	86.65	9,257,078	86.60
譲渡性預金		80,428	0.81	114,075	1.09	39,861	0.37
コールマネー及び売渡手形		388	0.00	373	0.00	168,186	1.57
特定取引負債		2,053	0.02	2,160	0.02	2,165	0.02
借入金	13	33,477	0.34	33,409	0.32	33,439	0.31
外国為替		113	0.00	60	0.00	60	0.00
社債	14	85,999	0.86	66,000	0.63	86,000	0.81
その他負債		82,441	0.83	204,526	1.96	130,878	1.22
退職給付引当金		70	0.00	83	0.00	74	0.00
再評価に係る繰延税金負債	10	22,995	0.23	22,736	0.22	22,773	0.21
連結調整勘定		42	0.00	-	-	-	-
支払承諾		342,878	3.43	327,492	3.13	349,167	3.27
負債の部合計		9,423,993	94.35	9,836,096	94.02	10,089,684	94.38
(少数株主持分)							
少数株主持分		4,961	0.05	4,030	0.04	3,557	0.03
(資本の部)							
資本金		214,832	2.15	214,944	2.05	214,862	2.01
資本剰余金		176,449	1.77	176,563	1.69	176,482	1.65
利益剰余金		138,802	1.39	161,437	1.54	170,107	1.59
土地再評価差額金	10	32,372	0.32	31,993	0.31	32,048	0.30
その他有価証券評価差額金		14,763	0.15	37,436	0.36	26,202	0.25
為替換算調整勘定		0	0.00	0	0.00	0	0.00
自己株式		17,762	0.18	680	0.01	22,815	0.21
資本の部合計		559,458	5.60	621,694	5.94	596,886	5.59
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		9,988,413	100.00	10,461,821	100.00	10,690,128	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の要約連結損 益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		129,443	100.00	116,537	100.00	260,599	100.00
資金運用収益		85,497		84,787		174,385	
(うち貸出金利息)		(78,063)		(76,128)		(155,192)	
(うち有価証券利息配当金)		(6,155)		(5,786)		(16,324)	
役務取引等収益		21,636		23,654		46,359	
特定取引収益		438		171		924	
その他業務収益		8,529		5,804		20,096	
その他経常収益		13,341		2,120		18,833	
経常費用		85,567	66.10	70,685	60.65	164,116	62.98
資金調達費用		3,184		3,374		5,941	
(うち預金利息)		(1,124)		(1,865)		(2,359)	
役務取引等費用		3,440		2,525		8,588	
特定取引費用		31		-		143	
その他業務費用		3,925		3,625		12,396	
営業経費		43,594		44,668		87,290	
その他経常費用	1	31,391		16,491		49,755	
経常利益		43,875	33.90	45,852	39.35	96,482	37.02
特別利益		2,429	1.87	3,392	2.91	4,690	1.80
特別損失	2	651	0.50	228	0.20	1,397	0.54
税金等調整前中間(当期) 純利益		45,654	35.27	49,017	42.06	99,775	38.28
法人税、住民税及び事業税		6,159	4.76	10,456	8.97	13,863	5.32
法人税等調整額		12,302	9.50	8,943	7.67	27,835	10.68
少数株主利益		467	0.36	478	0.41	368	0.14
中間(当期)純利益		26,725	20.65	29,139	25.01	57,706	22.14

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結剰余金 計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		149,839	176,482	149,839
資本剰余金増加高		26,609	81	26,642
旧商法に基づき発行された転換 社債の転換による増加高		26,564	-	26,564
増資による新株の発行		44	81	74
自己株式処分差益		0	0	2
資本剰余金中間期末 (期末)残高		176,449	176,563	176,482
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		154,132	170,107	154,132
利益剰余金増加高		26,725	29,194	57,947
中間(当期)純利益		26,725	29,139	57,706
土地再評価差額金の取崩 による増加高		-	54	241
利益剰余金減少高		42,055	37,864	41,972
配当金		7,130	11,994	7,130
役員賞与		-	49	-
自己株式消却額		34,842	25,820	34,842
土地再評価差額金の取崩 による減少高		83	-	-
利益剰余金中間期末 (期末)残高		138,802	161,437	170,107

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		45,654	49,017	99,775
減価償却費		4,177	4,348	8,708
減損損失		-	105	-
連結調整勘定償却額		6	117	110
持分法による投資損益()		213	200	491
貸倒引当金の増加額		5,950	13,596	9,446
退職給付引当金の増加額		8	9	12
資金運用収益		85,497	84,787	174,385
資金調達費用		3,184	3,374	5,941
有価証券関係損益()		8,845	2,221	7,420
為替差損益()		2,988	1,956	1,361
動産不動産処分損益()		646	122	1,215
特定取引資産の純増()減		90,194	22,545	70,205
特定取引負債の純増減()		563	4	452
貸出金の純増()減		438,457	60,478	156,784
預金の純増減()		352,838	191,900	131,135
譲渡性預金の純増減()		32,369	74,214	8,198
借入金(劣後特約付借入金を除く)の 純増減()		30,527	29	30,565
預け金(日銀預け金を除く)の純増 ()減		16,752	4,296	12,827
コールローン等の純増()減		21,113	50,534	109,981
コールマネー等の純増減()		519	167,813	167,278
外国為替(資産)の純増()減		788	761	1,818
外国為替(負債)の純増減()		8	0	45
資金運用による収入		92,970	88,567	184,224
資金調達による支出		3,208	3,246	5,592
その他		246,088	66,342	201,233
小計		24,425	258,504	265,207
法人税等の支払額		3,688	11,774	6,448
営業活動によるキャッシュ・フロー		28,113	270,279	258,759
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		480,932	631,957	1,334,471
有価証券の売却による収入		334,337	293,351	878,877
有価証券の償還による収入		119,677	524,120	310,919
動産不動産の取得による支出		2,575	1,012	4,638
動産不動産の売却による収入		352	1,076	1,740
投資活動によるキャッシュ・フロー		29,141	185,577	147,572
財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による支出		50,000	-	50,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の 償還による支出		47	20,000	47
株式の発行による収入		89	163	149
配当金支払額		7,130	11,994	7,130
少数株主への配当金支払額		4	5	4
自己株式の取得による支出		52,210	3,691	57,273
自己株式の売却による収入		3	5	15
財務活動によるキャッシュ・フロー		109,299	35,521	114,290
現金及び現金同等物に係る換算差額		15	18	8
現金及び現金同等物の増加額		166,570	120,241	3,111
現金及び現金同等物の期首残高		547,011	543,900	547,011
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	1	380,441	423,658	543,900

次へ

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 10社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 (2) 非連結子会社 3社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 10社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 (2) 非連結子会社 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 10社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 8社 (2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 8社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 8社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

	前中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。		また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左 ソフトウェア 同左	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という。)により引き当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりDCF法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きDCF法による引当を行っております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は163,101百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きキャッシュ・フロー見積法による引当を行っております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は118,272百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は127,540百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理
	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
	(8) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 同左
	(9) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2,724百万円、繰延ヘッジ利益は1,683百万円であります。 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 上記、以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負	(9) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は733百万円、繰延ヘッジ利益は548百万円であります。 為替変動リスク・ヘッジ 同左	(9) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,549百万円、繰延ヘッジ利益は1,037百万円であります。 為替変動リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。		
	(10)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(10)消費税等の会計処理 同左	(10)消費税等の会計処理 同左
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は105百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)																		
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式1,151百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,675百万円、延滞債権額は201,245百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,798百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は57,999百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は284,718百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,376百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>385,126百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>5,638百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>20,713百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券157,443百万円及びその他の資産のうちその他の資産85百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は9,341百万円であります。</p>	有価証券	385,126百万円	貸出金	5,638百万円	預金	20,713百万円	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式1,725百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,549百万円、延滞債権額は160,635百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,466百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,417百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は220,068百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、73,148百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>348,607百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>218,326百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>44,066百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券127,537百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は7,424百万円であります。</p>	有価証券	348,607百万円	貸出金	218,326百万円	預金	44,066百万円	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式1,488百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,394百万円、延滞債権額は193,675百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,404百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は45,492百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は253,967百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、80,637百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>562,429百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>9,420百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>44,058百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券143,441百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は8,518百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は10百万円であります。</p>	有価証券	562,429百万円	貸出金	9,420百万円	預金	44,058百万円
有価証券	385,126百万円																			
貸出金	5,638百万円																			
預金	20,713百万円																			
有価証券	348,607百万円																			
貸出金	218,326百万円																			
預金	44,066百万円																			
有価証券	562,429百万円																			
貸出金	9,420百万円																			
預金	44,058百万円																			

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,324,889百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが890,436百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,731百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,771百万円であります。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,593百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 103,317百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,607,983百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,091,599百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は744百万円、繰延ヘッジ利益の総額は589百万円であります。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,721百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 103,015百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 113,131百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,543,642百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,097,062百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,555百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,100百万円であります。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,810百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 101,248百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 29,000百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額14,794百万円及び貸出金償却11,157百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、貸出金償却14,180百万円を含んでおります。 2. 神奈川県内の遊休資産1物件の土地建物について、地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額105百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 営業用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業上の管理区分である「エリア」をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本店、事務集中センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。	1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額20,524百万円、貸出金償却19,548百万円及び株式等償却575百万円を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成16年9月30日現在 現金預け金勘定 406,950百万円 日本銀行以外への預け金 26,509百万円 現金及び現金同等物 380,441百万円	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成17年9月30日現在 現金預け金勘定 441,945百万円 日本銀行以外への預け金 18,287百万円 現金及び現金同等物 423,658百万円	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成17年3月31日現在 現金預け金勘定 566,483百万円 日本銀行以外への預け金 22,583百万円 現金及び現金同等物 543,900百万円

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 344百万円 その他 80百万円 合計 424百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 242百万円 その他 35百万円 合計 277百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 101百万円 その他 45百万円 合計 146百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 65百万円 1年超 85百万円 合計 151百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 68百万円 減価償却費相当額 60百万円 支払利息相当額 7百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 8百万円 1年超 11百万円 合計 20百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 288百万円 その他 76百万円 合計 364百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 160百万円 その他 46百万円 合計 206百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 128百万円 その他 29百万円 合計 158百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 54百万円 1年超 104百万円 合計 158百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 40百万円 減価償却費相当額 35百万円 支払利息相当額 4百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 <p>なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 13百万円 1年超 29百万円 合計 42百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 399百万円 その他 80百万円 合計 479百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 270百万円 その他 42百万円 合計 313百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 128百万円 その他 37百万円 合計 165百万円 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 61百万円 1年超 107百万円 合計 169百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 115百万円 減価償却費相当額 101百万円 支払利息相当額 13百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 6百万円 1年超 8百万円 合計 14百万円

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	11,637	11,578	58	11	69
その他	-	-	-	-	-
合計	11,637	11,578	58	11	69

- (注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	139,879	162,806	22,927	37,510	14,582
債券	853,954	855,739	1,785	2,114	329
国債	303,976	304,641	665	697	32
地方債	223,210	223,781	571	666	95
短期社債	-	-	-	-	-
社債	326,767	327,316	549	749	200
その他	178,444	178,490	45	489	443
合計	1,172,278	1,197,036	24,758	40,113	15,355

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。
当中間連結会計期間における減損処理額は、42百万円(うち、株式 42百万円)であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	137,205
その他有価証券	
事業債	53,898
信託受益権	31,813
非上場株式(店頭売買株式を除く)	18,599

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	15,968	16,014	45	53	7
地方債	17,908	17,900	7	21	29
短期社債	-	-	-	-	-
社債	16,398	16,326	72	1	73
その他	-	-	-	-	-
合計	50,275	50,241	34	76	110

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	144,119	208,433	64,314	70,954	6,639
債券	688,780	687,827	953	974	1,927
国債	446,631	445,813	817	561	1,379
地方債	79,910	79,919	9	182	173
短期社債	-	-	-	-	-
社債	162,239	162,093	145	230	375
その他	263,497	263,039	457	719	1,177
合計	1,096,396	1,159,299	62,902	72,647	9,745

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、7百万円（うち、株式 7百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成17年9月30日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	116,200
その他有価証券	
事業債	111,781
信託受益権	36,718
非上場株式	15,669

[次へ](#)

前連結会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	11,988	12,144	155	155	-
地方債	14,493	14,621	127	127	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	10,054	10,011	42	6	49
その他	-	-	-	-	-
合計	36,536	36,776	240	290	49

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	138,225	180,968	42,743	50,305	7,562
債券	934,218	935,613	1,395	1,803	407
国債	541,178	541,981	802	823	20
地方債	147,437	147,767	329	451	122
短期社債	-	-	-	-	-
社債	245,602	245,865	262	528	265
その他	200,546	200,476	70	669	740
合計	1,272,990	1,317,059	44,068	52,778	8,710

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、16百万円（うち、株式 16百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごと

に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成17年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債	128,959
その他有価証券	
事業債	88,010
信託受益権	37,136
非上場株式	16,370

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末 (平成17年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

前連結会計年度末 (平成17年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 (平成16年 9 月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	24,758
その他有価証券	24,758
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	10,059
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	14,699
() 少数株主持分相当額	22
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	41
その他有価証券評価差額金	14,763

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 (平成17年 9 月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	62,922
その他有価証券	62,922
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	25,566
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	37,355
() 少数株主持分相当額	82
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	163
その他有価証券評価差額金	37,436

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金 (平成17年 3 月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	44,068
その他有価証券	44,068
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	17,906
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	26,162
() 少数株主持分相当額	81
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	121
その他有価証券評価差額金	26,202

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

1. 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	44,895	20	20
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	2,143,570	1,631	3,166
	金利オプション	-	-	-
	その他	87,285	116	1,112
	合計	-	1,494	4,258

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

3. その他はキャップ取引であります。

2. 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	152,237	155	155
	為替予約	32,959	47	47
	通貨オプション	12,875	18	10
	その他	-	-	-
	合計	-	183	191

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

該当事項はありません。

4. 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	9,768	19	19
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	19	19

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

該当事項はありません。

[次へ](#)

当中間連結会計期間末

1. 金利関連取引（平成17年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	14,971	8	8
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	3,456,680	3,403	3,915
	金利オプション	-	-	-
	その他	120,048	499	1,430
	合計	-	2,912	5,353

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

3. その他はキャップ取引であります。

2. 通貨関連取引（平成17年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	339,065	494	494
	為替予約	38,346	74	74
	通貨オプション	37,182	34	75
	その他	-	-	-
	合計	-	454	495

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成17年9月30日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成17年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	4,128	1	1
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	50,000	548	51
	その他	-	-	-
	合計	-	550	49

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成17年9月30日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成17年9月30日現在）

該当事項はありません。

前連結会計年度末

1. 金利関連取引（平成17年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	72,947	77	77
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	2,803,432	2,234	3,769
	金利オプション	-	-	-
	その他	114,041	224	1,512
	合計	-	1,932	5,205

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

3. その他はキャップ取引であります。

2. 通貨関連取引（平成17年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	272,487	396	396
	為替予約	26,408	38	38
	通貨オプション	21,264	18	43
	その他	-	-	-
	合計	-	375	400

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成17年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成17年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	11,749	94	94
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	94	94

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成17年3月31日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成17年3月31日現在）

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)及び前連結会計年度(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額および経常利益の合計額に占める「銀行業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)及び前連結会計年度(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)及び前連結会計年度(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	394.30	442.05	422.95
1株当たり中間(当期)純利益	円	20.34	20.65	42.22
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	17.93	20.63	39.64

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	26,725	29,139	57,706
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	49
利益処分による役員賞与金	百万円	-	-	49
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	26,725	29,139	57,657
普通株式の期中平均株式数	千株	1,313,712	1,410,576	1,365,527
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	-
普通株式増加数	千株	176,379	1,747	88,754
新株予約権	千株	643	1,028	684
新株引受権	千株	650	718	666
非累積型配当優先株式	千株	159,855	-	79,768
転換社債	千株	15,230	-	7,636
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権1種類(新株予約権の数2,186個)。なお、上記新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)												
		<p>当行は、平成17年5月10日開催の取締役会において、商法第212条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、下記のとおり実施いたしました。</p> <table><tr><td>消却した株式の種類及び数</td><td>普通株式</td><td>8,000千株</td></tr><tr><td></td><td>第一回優先株式</td><td>30,000千株</td></tr><tr><td>消却した株式の総額</td><td></td><td>22,279百万円</td></tr><tr><td>消却日</td><td></td><td>平成17年5月13日</td></tr></table>	消却した株式の種類及び数	普通株式	8,000千株		第一回優先株式	30,000千株	消却した株式の総額		22,279百万円	消却日		平成17年5月13日
消却した株式の種類及び数	普通株式	8,000千株												
	第一回優先株式	30,000千株												
消却した株式の総額		22,279百万円												
消却日		平成17年5月13日												

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		406,934	4.16	441,876	4.31	566,482	5.40
コールローン		532	0.01	70,464	0.69	86,959	0.83
買入手形		-	-	30,000	0.29	-	-
買入金銭債権		155,887	1.59	237,114	2.31	200,976	1.92
特定取引資産		30,935	0.32	28,380	0.28	50,925	0.49
有価証券	1,7	1,299,536	13.27	1,263,018	12.30	1,431,209	13.65
貸出金	2,3,4, 5,6,7,8	7,510,253	76.68	7,850,550	76.48	7,792,435	74.33
外国為替	6	7,292	0.07	5,500	0.05	6,261	0.06
その他資産	7,9	93,300	0.95	94,279	0.92	89,293	0.85
動産不動産	7,10, 11,14	147,234	1.50	141,934	1.38	144,620	1.38
繰延税金資産		66,016	0.67	25,996	0.25	42,507	0.41
支払承諾見返		146,624	1.50	130,317	1.27	138,809	1.32
貸倒引当金		70,437	0.72	53,923	0.53	66,872	0.64
資産の部合計		9,794,111	100.00	10,265,509	100.00	10,483,610	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	8,802,198	89.87	9,092,126	88.57	9,286,512	88.58
譲渡性預金		80,428	0.82	114,075	1.11	39,861	0.38
コールマネー		388	0.00	373	0.00	386	0.01
売渡手形		-	-	-	-	167,800	1.60
特定取引負債		2,053	0.02	2,160	0.02	2,165	0.02
借入金	12	34,477	0.35	34,409	0.34	34,439	0.33
外国為替		113	0.00	60	0.00	60	0.00
社債	13	85,000	0.87	65,000	0.63	85,000	0.81
その他負債		59,355	0.61	182,123	1.78	107,927	1.03
再評価に係る繰延税金負債	14	22,995	0.24	22,736	0.22	22,773	0.22
支払承諾		146,624	1.50	130,317	1.27	138,809	1.32
負債の部合計		9,233,636	94.28	9,643,383	93.94	9,885,735	94.30
(資本の部)							
資本金		214,832	2.19	214,944	2.10	214,862	2.05
資本剰余金		176,449	1.80	176,563	1.72	176,482	1.68
資本準備金		176,449		176,560		176,479	
その他資本剰余金		0		3		2	
利益剰余金		139,852	1.43	162,088	1.58	171,273	1.63
利益準備金		37,364		38,383		37,364	
任意積立金		66,520		91,691		66,520	
中間(当期)未処分利益		35,968		32,013		67,388	
土地再評価差額金	14	32,372	0.33	31,993	0.31	32,048	0.31
その他有価証券評価差額金		14,729	0.15	37,217	0.36	26,024	0.25
自己株式		17,762	0.18	680	0.01	22,815	0.22
資本の部合計		560,475	5.72	622,126	6.06	597,875	5.70
負債及び資本の部合計		9,794,111	100.00	10,265,509	100.00	10,483,610	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		125,630	100.00	113,978	100.00	253,791	100.00
資金運用収益		85,345		84,688		174,120	
(うち貸出金利息)		(77,948)		(76,057)		(154,979)	
(うち有価証券利息配当金)		(6,117)		(5,758)		(16,272)	
役務取引等収益		20,194		22,223		43,495	
特定取引収益		438		171		924	
その他業務収益		8,076		5,070		19,039	
その他経常収益		11,575		1,825		16,212	
経常費用		82,693	65.82	69,018	60.55	157,573	62.09
資金調達費用		3,185		3,374		5,943	
(うち預金利息)		(1,125)		(1,865)		(2,361)	
役務取引等費用		5,052		4,229		11,870	
特定取引費用		31		-		143	
その他業務費用		3,874		3,190		12,331	
営業経費	1	42,758		43,857		85,638	
その他経常費用	2	27,790		14,365		41,646	
経常利益		42,936	34.18	44,960	39.45	96,218	37.91
特別利益		1,710	1.36	2,931	2.57	3,442	1.36
特別損失	3	651	0.52	228	0.20	1,397	0.55
税引前中間(当期)純利益		43,996	35.02	47,663	41.82	98,263	38.72
法人税、住民税及び事業税		4,889	3.89	10,225	8.97	12,503	4.93
法人税等調整額		12,667	10.08	8,814	7.74	28,224	11.12
中間(当期)純利益		26,439	21.05	28,623	25.11	57,536	22.67
前期繰越利益		44,453		29,155		44,453	
土地再評価差額金取崩額		83		54		241	
自己株式消却額		34,842		25,820		34,842	
中間(当期)未処分利益		35,968		32,013		67,388	

次へ

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	同左	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～60年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同左</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～60年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	同左	同左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額か</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権について</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額か</p>

	前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
	<p>ら、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という。)により引き当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりDCF法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きDCF法による引当を行っております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は152,842百万円であります。</p>	<p>ら、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きキャッシュ・フロー見積法による引当を行っております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は107,520百万円であります。</p>	<p>ら、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は117,343百万円であります。</p>
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

	前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9. ヘッジ会計の方法	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価することとしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2,724百万円、繰延ヘッジ利益は1,683百万円であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は733百万円、繰延ヘッジ利益は548百万円であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,549百万円、繰延ヘッジ利益は1,037百万円であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は105百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,514百万円、延滞債権額は212,800百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,705百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は51,610百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者</p>	<p>1. 子会社の株式総額 282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,549百万円、延滞債権額は168,019百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,348百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は40,413百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者</p>	<p>1. 子会社の株式総額 282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,294百万円、延滞債権額は202,267百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,404百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は41,291百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は289,630百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,376百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 385,126百万円 貸出金 5,638百万円 担保資産に対応する債務 預金 20,713百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券157,443百万円及びその他資産のうちその他の資産85百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は9,334百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,330,739百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが896,286百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,731百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,771百万円あります。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 102,085百万円</p> <p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 113,223百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当</p>	<p>に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は223,330百万円あります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、73,148百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 348,607百万円 貸出金 218,326百万円 担保資産に対応する債務 預金 44,066百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券127,537百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は7,418百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,612,053百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,095,669百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は744百万円、繰延ヘッジ利益の総額は589百万円あります。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 101,706百万円</p> <p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 113,131百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当</p>	<p>に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は258,258百万円あります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、80,637百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 562,429百万円 貸出金 9,420百万円 担保資産に対応する債務 預金 44,058百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券143,441百万円を差し入れております。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,548,732百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,102,152百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,555百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,100百万円あります。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 99,943百万円</p> <p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 113,131百万円 (当事業年度圧縮記帳額 75百万円)</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,593百万円</p>	<p>額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,721百万円</p>	<p>額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,810百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)												
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>2,451百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,721百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額13,217百万円及び貸出金償却9,203百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	2,451百万円	その他	1,721百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>2,385百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,957百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却12,228百万円を含んでおります。</p> <p>3. 神奈川県内の遊休資産1物件の土地建物について、地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額105百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>営業用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業上の管理区分である「エリア」をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本店、事務集中センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。</p>	建物・動産	2,385百万円	その他	1,957百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>5,155百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,539百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額18,684百万円及び貸出金償却15,129百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	5,155百万円	その他	3,539百万円
建物・動産	2,451百万円													
その他	1,721百万円													
建物・動産	2,385百万円													
その他	1,957百万円													
建物・動産	5,155百万円													
その他	3,539百万円													

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <div style="text-align: right;"> 動産 取得価額相当額 106百万円 減価償却累計額相当額 91百万円 中間会計期間末残高相当額 14百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 11百万円 1年超 0百万円 合計 12百万円 </div>	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <div style="text-align: right;"> 動産 取得価額相当額 42百万円 減価償却累計額相当額 10百万円 中間会計期間末残高相当額 31百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 19百万円 合計 25百万円 </div>	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <div style="text-align: right;"> 動産 取得価額相当額 101百万円 減価償却累計額相当額 94百万円 期末残高相当額 6百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 3百万円 1年超 0百万円 合計 3百万円 </div>

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																		
<ul style="list-style-type: none"> ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 10百万円 減価償却費相当額 9百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 <p>なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 20百万円 減価償却費相当額 17百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 																		
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20百万円</td> </tr> </table>	1年内	8百万円	1年超	11百万円	合計	20百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42百万円</td> </tr> </table>	1年内	13百万円	1年超	29百万円	合計	42百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14百万円</td> </tr> </table>	1年内	6百万円	1年超	8百万円	合計	14百万円
1年内	8百万円																			
1年超	11百万円																			
合計	20百万円																			
1年内	13百万円																			
1年超	29百万円																			
合計	42百万円																			
1年内	6百万円																			
1年超	8百万円																			
合計	14百万円																			

[次へ](#)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末 (平成16年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

当中間会計期間末 (平成17年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

前事業年度末 (平成17年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
		平成17年 5 月10日開催の取締役会において、商法第212条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、下記のとおり実施いたしました。 消却した株式の種類及び数 普通株式 8,000千株 第一回優先株式 30,000千株 消却した株式の総額 22,279百万円 消却日 平成17年 5 月13日

- (2) 【その他】
該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|---|
| (1) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成17年5月25日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第144期）（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日） | 平成17年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。 | 平成17年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成17年6月29日に提出した臨時報告書（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。 | 平成17年7月7日
関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成17年7月20日
関東財務局長に提出 |
| (6) 訂正発行登録書
平成16年3月29日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成17年5月25日
平成17年6月29日
平成17年6月29日
平成17年7月7日
平成17年7月20日
関東財務局長に提出 |
| (7) 自己株券買付状況報告書 | 平成17年4月7日
平成17年5月6日
平成17年6月6日
平成17年7月5日
平成17年9月6日
平成17年10月12日
平成17年11月2日
平成17年12月6日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成16年12月13日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

平成17年12月14日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

平成16年12月13日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第144期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

平成17年12月14日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第145期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。